

第 1 号議案

真の地方分権の実現に向けた地方税財政改革の推進等について

真の地方分権を実現するためには、地方分権改革を我が国の必須の基本政策として位置付け、今後とも、確実に推進していく必要がある。

また、地方分権改革により地方公共団体の担う役割と責任は一層増大することから、真の「地方政府」の実現を目指し、地方公共団体が地域の実情に即し自主的・自立的な行財政運営を行うためには、税制の抜本的改革などを通じた地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、政府においては、更なる地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「国と地方の協議の場」や地方分権改革に関する「提案募集方式」の活用を図りながら、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方へ事務・権限を移譲するとともに、福祉施設の「従うべき基準」をはじめとする法令による義務付け・枠付けの更なる見直しなど、地方の実情や意向を十分に踏まえた改革を着実に推進すること。

なお、国から地方への事務・権限の移譲に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を最大限尊重の上、対応すること。

- 2 税制の抜本的改革においては、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税財源の充実強化を図ること。その際には、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。また、平成 30 年度税制改正において消費税の清算基準の見直しが行われたが、今後とも、税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させるという制度趣旨を踏まえたものとする。

なお、法人事業税における電気供給業などに対する収入金額課税制度は、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。また、ガス供給業については、現行の収入金課税から所得課税及び外形標準課税へと課税方式が見直されたが、地方税収に影響がないよう、十分に

配慮すること。

- 3 地方公共団体が持続的かつ安定的な財政運営を行うには、一般財源総額の確保が重要であるため、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込みつつ、歳出においても社会保障関係経費のみならず、地方創生の取組や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情に配慮すること。また、歳出特別枠廃止分については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障の地方単独事業費の増に対応した歳出を引き続き確保すること。

なお、地方公共団体の積立金については、災害や将来の税収の変動等に備えるため、不断の歳出削減努力を行って造成したものであることを踏まえ、積立金額のみに着目した地方交付税の削減や地方財政計画の見直しは行わないこと。

第2号議案

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため、一昨年の日露首脳会談で合意した北方四島における共同経済活動や元島民の方々の墓参等の制度改善が着実に進められ、日露両国間の信頼関係の醸成を図るとともに、一日も早い平和条約の締結が必要である。

よって、政府においては、北方領土問題の解決のため、強力な外交交渉を展開するとともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育の充実をはじめ青少年対策の一層の強化を図ること。
- 2 出入域手続き箇所の複数化や手続きの簡素化などを継続的に実施し、元島民の負担軽減に繋がるような北方墓参事業及び自由訪問事業等の円滑実施及び支援強化を図ること。
- 3 北方四島における特別な制度の下での共同経済活動については、日露双方に有益なものとなることが不可欠であり、その協議にあたっては、北方四島に関する我が国の法的立場を害さないことはもとより、北方領土隣接地域を中心に、道内企業等の技術・経験を活かし、両地域の経済の活性化や双方の信頼関係の醸成に寄与する取組とし、領土問題の解決を通じた両国の平和条約締結に結びつくものとする。また元島民の財産権に十分配慮すること。
- 4 北方領土隣接地域の振興対策を促進するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金について、近年の金利等の影響により運用益が大幅に減少していることから、関連予算の増額を図るとともに、法改正を含めた抜本的な財源対策などの措置を講じること。

第3号議案

地方創生に向けた定住対策の推進について

首都圏への一極集中を是正し、地方に人を呼び戻すという地方創生の目的を実現するためには、国の責任において、若者の地方への定着を促進する支援の充実や定住に必要な雇用場となる産業の振興を図ることが重要である。

よって、政府においては、次の事項について、その実現を期すよう強く要望する。

1 若者の地方定着

若者の地方定着を促進するため、自治体が独自に行う奨学金の返還助成などの取組に対する財政支援措置を拡充すること。

2 地方への産業再配置

(1) 地方が行う企業立地のための補助制度に対する財政支援制度を創設すること。

(2) 地方への支援制度等の創設に際しては、支援の規模や内容を全国一律とするのではなく、気候や地理的条件におけるハンディキャップの度合いに応じた段階的なものとするなど、地方の均衡ある発展に実効性のある制度となるよう配慮すること。

(3) 事業者の物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援や、高速道路料金の割引制度を創設すること。

3 地域における新事業の創出

(1) 新事業の創出に向けた総合的な支援体制を整備すること。

(2) 新事業創出のためのソフト活動等に対する支援策の充実・強化を図ること。

(3) 苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両国家プロジェクトについては、計画的かつ実効性のある開発の推進を図ること。

第4号議案

少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響など、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっている。その克服に向けては、国と地方が一丸となって、女性の活躍を推進するとともに、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを強力に進めていくことが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 少子化対策の推進

- (1) 地方自らが、創意工夫により、地域の実情に応じた総合的な少子化対策及び女性活躍推進策を継続的に実施することができるよう、地方の取組に対する安定的な財政措置を講ずること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と家庭の両立が図られるよう、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援や、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充など、両立支援の取組に対する財政措置を充実すること。

2 子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育や子育て支援等の「量的拡充」及び「質の改善」が図られるよう、必要とされる財源を確実に確保すること。
- (2) 子育て家庭の経済的負担が軽減されるよう、医療保険制度における未就学児等の医療費の一部負担金について、更なる軽減を図るとともに、対象年齢を引き上げること。

また、子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築すること。

第5号議案

地域医療を担う医師の確保について

北海道・東北地域において、医療に関する最大の課題は、地域医療を担う医師の確保である。

当地域では医師確保に向け鋭意取り組んでいるものの、このままでは地域医療の確保・継続が危ぶまれているところであり、医師の絶対数の確保はもとより、へき地や、特に不足している産科、小児科、麻酔科などの特定診療科の医師の確保について、効果的な対策の充実強化が望まれるところである。

については、地域医療を確保するため、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むよう、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医師の絶対数の不足と地域偏在を解消するため、大学医学部定員増の恒久化を図ること。

また、医師偏在指標の導入に当たっては、地域別、診療科別の医師確保対策に資する標準的な必要医師数の試算に係るモデル等を明らかにするとともに、医師臨床研修における研修医の地域への適正配置を促進するための具体的な施策の推進を図ること。

- 2 へき地及び特定診療科等における医師を確保するため、臨床研修終了後の一定期間、へき地等での診療を義務化するなど、実効性のある対策を推進すること。
- 3 これまでの診療報酬改定で、小児救急医療の充実等、特定診療科の偏在解消に配慮した措置がなされたが、医師の偏在解消に向けて更なる対策を講ずること。
- 4 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、専門医との連携の下、患者の全身状態を踏まえ総合的な診断を行うことのできる総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について、必要な措置を講ずること。
- 5 新専門医制度の運用に当たっては、医師の更なる地域偏在、診療科偏在を招かないよう、地域医療の確保の観点から必要な措置を講ずる

こと。

第6号議案

高齢者・障害者施策の推進について

介護人材については、給与が低い水準にとどまっていることなどから確保定着が困難となっており、今後ますます介護サービスのニーズの増大が見込まれる中で、大きな課題となっている。

また、障害者施策については、平成28年5月に障害者総合支援法の改正法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）が成立し、平成30年4月1日から完全施行されているが、この法律により進める施策について、適切な措置を講ずることが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 介護人材の確保

介護職員処遇改善加算について、現行制度では事業者（法人）全体で賃金改善がなされていればよいとされているが、介護人材を確保するため、賃金改善が特定の職員や一部の事業所に偏らず、介護に従事する全ての職員に反映される制度へと変更し、確実に介護職員の賃金改善につながる措置を講ずるとともに、保険料の引上げや地方の負担増とならない制度とすること。

2 障害者施策の推進

- （1）地域生活支援事業については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。
- （2）障害福祉サービス等の提供に係る報酬及び人員配置基準については、利用者の高齢化などの実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。
- （3）障害者が安心して生活を送ることができるよう、各道県における障害者支援施設やグループホーム等の整備計画に対応できる十分な財政措置を講ずること。

第 7 号議案

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及び ラグビーワールドカップ 2019™ 日本開催における北海道・ 東北地域への開催効果の波及について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、現在、開催に向けた準備が進められている。また、2019 年には、ラグビーワールドカップ 2019™ も日本で開催される。

これら世界規模のスポーツイベントが我が国で開催されることは、国民に感動や勇気、活力を与えるだけでなく、日本が東日本大震災から立ち直った姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを示すとともに、社会や経済を活性化する大きな契機となるものである。

北海道・東北地域においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、今なお、多数の方々が避難生活を余儀なくされており、また、発生から 7 年が経過した今も原発事故による深刻な風評被害に苦しんでいる。

このような中で、オリンピックのサッカー競技がひとめぼれスタジアム宮城（宮城スタジアム）及び札幌ドーム等において、野球・ソフトボール競技が福島県営あづま球場等で開催され、また、ラグビーワールドカップ 2019™ が釜石市で開催されることは、被災地や被災者に元気を与え、復旧・復興に大きな弾みがつくものである。

また、これらの競技大会の開催は、スポーツの振興や青少年の健全育成のみならず、世界各国から訪れる観光客の誘致、食や観光などの豊富な資源の発信、競技練習会場の誘致などを通じ、国際交流や経済交流の進展等が期待されるとともに、原発事故による風評被害を払拭できる絶好の機会であり、北海道・東北地域の更なる活性化・振興に大きく寄与するものと考えられる。

ついては、「東日本大震災からの復興の加速と世界への感謝」を掲げる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019™ の開催による、スポーツの振興、地域活力の向上、国際交流の促進等の様々な効果を、被災 3 県はもとより北海道・東

北地域全体に波及させていくため、次の事項について、地域の主体的な取組を基本としつつ、政府の強力な支援のもと、積極的に推進されるよう強く要望する。

- 1 選手団の事前キャンプについて、北海道・東北地域への優先的な誘致が実現するよう積極的な支援を図ること。
- 2 ひとめぼれスタジアム宮城（宮城スタジアム）、札幌ドーム及び福島県営あづま球場等でのオリンピックのサッカー競技や野球・ソフトボール競技、並びに岩手県釜石市が試合会場として決定したラグビーワールドカップ2019™では、集客力や世界への発信力を期待し得る試合、及び関連イベント等を開催すること。
- 3 オリンピック・パラリンピック競技大会等は、北海道・東北地域が有する食・観光などの豊富な資源を発信し、原発事故による風評被害を払拭できる好機であることから、大会組織運営においては、選手村への食材提供など様々な面で北海道・東北地域が参入しやすいオープンな仕組みをつくるとともに、今後、建設が進められる新国立競技場、選手村等における地方が誇る技術、製品の活用や、選手村への食材の提供、海外からの誘客促進のための地方の自然、伝統文化などの積極的な情報発信など北海道・東北地域が行う取組を積極的に支援すること。

第 8 号議案

国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくモノづくりの競争力強化、更には人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画である。

また、ＩＬＣの波及効果は日本全国、世界に及ぼすものである。建設候補地である東北では、ＩＬＣの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に拓かれた地方創生の実現が期待される。

こうした中、昨年１１月に「国際将来加速器委員会」（ＩＣＦＡ）において２０ｋｍの新計画が承認された。新計画は、ヒッグス粒子のメカニズムの解明に加え、素粒子・宇宙の最重要研究課題の一つである「暗黒物質の正体の解明」等の可能性を高めるとともに、整備コストの削減にも資することから、ＩＬＣの実現可能性が高まっている。

東北地方は、今後とも、日本の他地域と連携を一層深め、産学官民が一体となって、ＩＬＣの実現に向けて最大限の努力をしていくものであり、国においてはＩＬＣの早期実現に向けて、次の事項に取り組まれるよう、強く要望する。

- １ ＩＬＣ実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取組を外国政府に情報発信することを通じて、誘致の条件とされる海外からの資金分担と研究参加に関する国際調整等を速やかに進めること。
- ２ 文部科学省による学術・技術の面からの検討に加え、ＩＬＣを成長戦略や地方創生等の政策的観点から、内閣官房を中心に省庁横断での評価検討を行うこと。
- ３ 将来の大きな社会利用の可能性を持ち、ＩＬＣの中心技術でもある「超伝導加速器技術」の高度化に向けて、日米を中心とした国際的な技術開発を進めること。
- ４ 以上の条件整備のもと、早期にＩＬＣ日本誘致に向けた前向きの方方向性を打ち出し、海外パートナー国との本格的な協議を開始すること。

第9号議案

学校教育の充実に向けた教職員定数の改善について

教育は、「国家百年の大計」と言われるとおり、国の発展にとって最も力を注いで取り組むべき課題である。とりわけ、少子化が進行している我が国においては、これからの社会を支え、発展を担っていく子どもたちに対し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばすためのきめ細かな教育を提供していくことが不可欠である。

しかしながら、現在の学校現場を見ると、教員の勤務時間はOECD諸国の中でも長いとされており、その一方、子どもと向き合う時間の少なさが指摘されている。このような状況において、教職員の削減を進めることは、真に子どもたちの能力を引き出す教育の実現に逆行するものである。

よって、政府においては、教職員の質と数を一体的に強化し、きめ細かな指導を可能とする学校体制の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 少人数教育によるきめ細かな指導が全ての学級で展開できるよう、指導方法工夫改善加配を拡充すること。
- 2 いじめ、不登校といった児童生徒の問題行動や特別支援教育等の学校が抱える課題に組織的に取り組むことができるよう、児童生徒支援加配及び特別支援教育等に係る教員の加配を拡充すること。
- 3 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に様々な教育課題への対応が求められていることから、教員に加えて多様な専門スタッフの加配を拡充すること。
- 4 各都道府県教育委員会が、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用・配置することができるよう、教育環境充実のための教職員定数改善計画を早期に策定すること。

第 10 号議案

新幹線鉄道の建設促進等及び並行在来線への支援措置等について

新幹線鉄道は、我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するとともに、北日本全体の発展基盤及び強靱な国土・地域づくりの軸となるものであり、北海道・東北地域の発展に果たす役割は極めて大きいものがある。

一方、整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線区間や既に開業している並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担うなど、国民経済全体に多大な便益を与える重要な役割を果たしている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 新幹線鉄道の建設促進等について

- (1) 北海道新幹線「新青森・札幌間」については、「新青森・新函館北斗間」の徹底した安全運行の確保、「新函館北斗・札幌間」の早期完成を図ること。

また、「東京・新函館北斗間」については、一日も早い 3 時間台の運行実現を図ること。青函共用走行区間においては、高速走行試験の実施並びに時間帯区分案による一日も早い高速走行の実現及び実施期間や運行本数などの更なる拡大並びに現在検討中の案にこだわらない抜本的解決策の検討、研究開発、導入を図るとともに、北海道新幹線札幌開業（2030 年度）を見据えた高速走行のスケジュール、目標を早急に示すこと。

さらに、青函共用走行区間の高速走行実現のための新たな方策によって必要となる経費について、地方負担を求めないこと。

- (2) 整備新幹線の工事費の縮減に努めるほか、地方財政の厳しい状況に鑑み、工事費の増嵩を含む整備新幹線の整備に伴う建設財源の確保及び地方負担の最大限の軽減について、財源措置の更なる拡充を図ること。

2 並行在来線への支援措置等について

- (1) 各並行在来線及び今後開業予定の並行在来線区間の維持のための地元負担に係る助成措置（運営費助成・特別交付税等）を講ずること。
- (2) 鉄道資産等の設備投資及び老朽化施設の更新に対する助成措置の拡充・創設を図るとともに、J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 二島特例並みの創設）を講ずること。
- (3) 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

第 11 号議案

交通網の整備促進と財源の確保について

北海道・東北地域の発展可能性を顕在化させ、国土の均衡ある発展と産業経済の飛躍的な振興を図るためには、本地域の交通体系の整備を重点的かつ計画的に推進することが急務である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

I 道路関係

- 1 道路は、地方に暮らす住民の生活を支える基本的な生活基盤であり、地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、予算の総額の拡充及び道路補助制度対象事業の拡大を図るとともに、社会資本整備が遅れている地域に配慮した予算配分の仕組みとすること。
- 2 新たな交通需要に基づく直轄事業の事業評価等については、ネットワークとしての観点及び地方における多様な効果に加え、東日本大震災においてその重要性が再認識された代替性確保の観点も含め、更なる検討を行うこと。
- 3 高規格幹線道路は、国土の骨格をなし、地方創生の推進を図る上で大きな役割を担うものであり、全国的なネットワークの整備を促進するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 高速自動車国道における、着手区間の早期開通及び未着手区間の早期着手を図ること。

なお、「当面、着工しない」とされた区間についても、早期に着手を図ること。

また、計画段階評価が終了した区間についても、速やかに事業着手を図ること。
 - (2) 一般国道の自動車専用道路における、着手区間の早期開通及び未着手区間の早期着手を図ること。

なお、計画段階評価が終了した区間については、速やかに事業着手を図ること。
 - (3) 高速自動車国道に並行する自動車専用道路の整備を促進するこ

と。

- 4 広域的な地域の連携強化のため、全国レベルの高規格幹線道路とともに、これと連携する幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を推進すること。
- 5 主要幹線道路の四車線化と都市部区間の拡幅及びバイパス建設など、国道改良事業を推進すること。
- 6 災害に強いまちづくりや緊急輸送道路、復興道路等の整備などの事業促進とそれに伴う災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築、社会資本整備費の重点投資など、国土構造形成のための整備を緊急に進めること。
- 7 中心市街地の活性化など、地域の再生に資する市街地の道路整備を積極的に推進すること。
- 8 交通安全施設等の整備を積極的に推進すること。
- 9 道路情報基盤の整備を積極的に推進すること。
- 10 道路事業を円滑に推進するため、用地先行取得制度、代替地対策、税制を拡充すること。
- 11 冬期道路交通対策を積極的に推進すること。

II 空港関係

- 1 地方空港の整備については、今後とも長期的な視野に立ち、円滑かつ確実に実施されるよう、一般財源の拡充を含め、財源の確保に万全を期すこと。
- 2 積雪寒冷地の地方管理空港に不可欠な除雪車両及び空港の安全確保に不可欠な特殊車両の更新についての支援措置を新設すること。
- 3 地方空港の国際化を図るため、C I Q体制の整備等を推進すること。

また、外国人旅行者数の更なる増加につなげるため、「訪日誘客支援空港」に認定された空港をはじめとした地方空港に対して、新規就航・増便に係る着陸料やビル使用料及び空港受入環境の整備に係る支援措置を拡充すること。

- 4 航空交通の効率的な運航と一層の安全性を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- 5 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届け出前

に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を設けること。

また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、航空会社に対しての運航費の補助や地域における利用拡大の取組に対する財政支援措置の拡充を行うなど、地方路線の維持・拡充のための措置を講ずること。

6 見直しが進められている空港整備勘定について、地方自治体が独自の裁量で路線維持や利用促進等を図るために実施するソフト事業についても活用できるよう、使途の拡大を図ること。

7 航空会社を取り巻く状況が厳しさを増す中、地方路線を維持していくため、羽田空港発着枠については、「1便ルール」及び「3便ルール」の運用を継続するとともに、地方路線維持のための「政策コンテスト」を継続的に実施するなど、少便数路線を優先する仕組みを拡充すること。

8 羽田、伊丹などの混雑空港の発着枠について、離島を含む地方路線に優先的に配分すること。

また、これに併せて、羽田空港における小型機乗り入れの運用を緩和すること。

9 航空会社の経営を圧迫している航空機燃料税等の減免を継続するとともに、地方自治体が減収とならないよう、地方特例交付金などの財源措置を行うこと。

III 鉄道関係

1 羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

2 太平洋側と日本海側との幹線交通ネットワークの相互補完性、首都圏とのアクセスを強化するため、主要幹線である奥羽本線、羽越本線、秋田新幹線が走行する田沢湖線等の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善、安全性の向上を図るとともに、その他の在来線についても電化等の整備により輸送力の増強に努めること。

3 大規模災害時において太平洋側と日本海側を横断的に結ぶ旅客・物資輸送のルート確保や接続性の改善を図ること。

4 雨・風・雪などの気象変化により、運休・遅延が頻発しているこ

とから、防災対策の緊急性の高い個所や抜本的な防災対策が必要な個所について、鉄道の公共性に鑑みた安全・安定輸送対策のための新たな支援制度を創設すること。

5 中小民鉄及び旧国鉄の特定地方交通線や整備新幹線の並行在来線などを引き継いだ第三セクターいわゆる地域鉄道事業者に対して、次の措置を講ずること。

- (1) 災害の未然防止及び車両更新等の計画的な設備投資を確実に図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の予算枠を拡充すること。
- (2) 第三セクター鉄道等が所在する地域の高齢化等に鑑み、補助対象要件の緩和及び補助率のアップなど、交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度の拡充強化を図ること。
- (3) 大規模自然災害を受けた第三セクター鉄道会社等の復旧工事に対する補助率のアップなど、鉄道災害復旧事業費補助制度の充実強化を図ること。
- (4) 第三セクター鉄道等の経営の厳しい実情に鑑み、経営安定のための新たな支援制度や地方負担に係る所要の財源措置を創設すること。

IV 地方バス等関係

- 1 地域住民の日常生活に支障が出ることをないように、地域の実情を踏まえた制度設計のもと地方バス生活路線の運行費及び老朽化した車両の購入費補助等に係る予算枠を確保、拡充するとともに、地方の生活交通確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。
- 2 市町村の運行する路線バスやスクールバス等各種バスの一体的運行がなされるよう、関係省庁間での政策調整や財源措置の一本化を図ること。
- 3 増加する訪日外国人の利便性を向上させるため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援する訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービス利便向上促進事業）の予算枠を拡充すること。

V 離島航路・航空路関係

- 1 離島住民の日常生活や経済活動に支障が出ることをないように、そ

の維持・確保、拡充等を図るために必要な予算の確保、財政支援の拡充など適切な支援を講ずるとともに、地方自治体の離島航路・航空路確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。

- 2 離島航路・航空路を運航する事業者は、経営基盤が脆弱であることが多いことから、安全運航確保等のために行う投資に対しての支援を講ずること。

VI 港湾関係

国際拠点港湾及び重要港湾について、次の措置を講ずること。

- 1 港湾整備を計画的に進めるとともに、今後とも長期的な視野に立ち、港湾の整備が円滑かつ確実に実施されるよう、財源の確保に万全を期すこと。
- 2 国土強靱化の一層の推進を図るため、大規模地震対策施設としての耐震強化岸壁や、津波・高潮対策としての港湾施設、海岸保全施設の整備促進を図ること。
- 3 港湾機能を大幅に向上させるため、港湾に直結するアクセス道路の整備促進を図ること。
- 4 予防保全的な維持管理の考え方にに基づき、既存港湾施設・海岸保全施設のハード・ソフト両面から老朽化対策に対する支援を拡充すること。
- 5 2002年12月に「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」が改正されたことにより、国際貨物船が使用する港湾施設の保安対策が義務化され、現在、国において関連する施策が進められているが、施設管理者にとっても多大な負担が生じるものであることから、国の責任と役割を明確にし、施設管理者への支援制度等を拡充すること。
- 6 地域の活性化に向け、クルーズ船の受入環境改善のための施設整備や出入国管理体制、ソフト施策の充実を図ること。加えて、港を核とした魅力ある地域の創造を図るため、「みなとオアシス」など官民が一体となった取組を促進すること。

VII 空港、港湾、道路等整備の連携

地域の国際化と地元企業の国際競争力の強化を担う港湾や空港、道路ネットワーク等の整備については、一体的かつ総合的な事業促進を

図ること。

第 1 2 号議案

世界に向けた北海道・東北地域の観光振興について

北海道・東北地域の観光は、北海道新幹線開業を契機として、これまで以上に連携や交流が拡大している中、北海道・東北地域の観光が持続的に発展するためには、外国人観光客の誘致促進に向けた取組や魅力ある滞在型観光地づくりのほか、地域空港間の連携や広域観光ルートの整備を図るなど、国際競争力の強化に向けた施策の推進が必要である。

よって、政府においては、国において展開する訪日外国人旅行者 4 千万人達成に向けた施策とともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 北海道新幹線開業効果を持続するため、食や自然、歴史、文化、芸術、スポーツ等の地域資源を生かした、国内外から北海道・東北地域への誘客促進を図るための大規模な観光施策を展開すること。
- 2 国が進める観光立国実現へ貢献するため、ビジット・ジャパン事業の加速的な推進のほか、M I C E の誘致・開催など、地域における取組に対する支援強化も含め、積極的な誘客施策を展開すること。
- 3 現在、観光客に対する査証免除措置がとられていない中国やフィリピン、ベトナム、ロシアなどにおいて、ビザ申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、更なる訪日査証制度の緩和を推進すること。
- 4 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するため、観光客の利便性向上に資する外国語併記の観光案内標識の設置をはじめ、二次交通の整備や景観を阻害する廃屋の撤去など、観光客の受入体制整備を促進するためのハード整備を含めた支援制度等を創設すること。

第 13 号議案

食料・農業・農村政策の確立について

北海道・東北地域の農業は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。

農産物流通の国際化が進む中で、本地域の農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、地域農業を担う多様な担い手が、厳しい経営環境の下でも安定的な所得を確保し、誇りと希望を持って農業経営に取り組むことができるよう、「食料・農業・農村基本法」の理念に基づく関係施策の着実な推進が重要である。

また、「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を着実に展開していくことが必要である。

一方、WTO農業交渉や各国とのEPA等の交渉においては、我が国の農業分野への影響が懸念されていることから、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく、関係国との交渉を進めていく必要がある。

とりわけ、発効に向けて作業が進められている日EU・EPAやTPP11により、国内農林水産業に影響が及ぶことのないよう、地域の実情に応じ、農業の成長産業化に向けた万全の対策を講ずることが重要である。

さらに、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想されている中、主要先進国の中で最低の水準となっている我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確保するための施策を展開することが一層重要となっている。

特に、東北地方の農業は、東日本大震災に加え、いまだ収束の見通しが立たない原子力災害によりこれまでにない甚大な被害を受けており、農業者が持続的に安定した所得を確保し、これまで築き上げてきた農業を着実に次の世代へ引き継いでいくために、一刻も早い復旧・復興が求められている。

よって、政府においては、極めて厳しい状況にある農業の現状を踏ま

えるとともに、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、被災地の農業者の心情にも十分配慮し、今後の農業の着実な復興・発展を進めるべく、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 政府が進める農業改革の具体化に当たっては、農業協同組合や農業委員会等が果たす役割を踏まえつつ、中山間等地域の実情や農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、地域社会の維持・発展など多面的な機能を担ってきたことなどにも配慮し、今後も国民の食を守り、美しく伝統ある農村を将来にわたって継承していけるよう、必要な支援策を講ずること。
- 2 新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、地域の農業の実情に配慮しながら、地域農業を担う多様な経営体が将来に希望を持って農業経営に取り組むことができ、持続可能な農業の確立による食料自給率の向上、更には農村の振興による地域経済の活性化や、農業の多面的な機能の発揮が図られるよう、関係施策の着実な実施と予算の十分な確保に努めること。

特に、経営所得安定対策については、農業者が将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。なお、収入保険制度については、農業者に対する制度の周知に万全を期すとともに、加入申請手続きや青色申告に関する相談体制の構築など、制度が円滑に実施されるよう十分に配慮すること。

農地中間管理事業の制度については、道県及び市町村段階のマンパワーの確保など財政・運営面に対する支援を充実させるとともに、一部地方負担が求められていることから、地方負担が生じないよう早急に改めるほか、今後、新たな地方負担を求めることのないよう安定した制度運用を図ること。

また、機構集積協力金交付事業については、新規集積のみならず、後継者のいない担い手の農地の引き受けなど、地域の実態に応じた予算を十分に確保すること。

- 3 水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について十分な予算を確保するとともに、各産地の取組に対する支援を充実す

ること。

特に、飼料用米については、多収品種の開発・育成や安定多収生産技術の普及、生産・流通段階におけるコスト低減など、現場において様々な課題を抱えていることから、種子の確保対策や交付金による支援を継続することに加え、保管・流通施設等の確保に向けた支援の充実・強化など、飼料用米の生産や利活用に取り組みやすい環境整備を総合的に推進すること。

また、我が国の米・麦・大豆の安定供給を下支えする重要な食料インフラである穀類乾燥調製貯蔵施設等について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、施設の長寿命化等に対する新たな支援措置を講ずること。

- 4 平成30年産からの生産数量目標の配分廃止後においても、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、米の需給及び価格の安定に対し国がその役割を果たし、実効性のある需給調整に必要な環境整備を一層推進すること。

さらに、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えない対策を講ずること。

なお、米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

- 5 畜産・酪農の生産基盤の維持・強化を図るため、次に掲げる取組を推進すること。

- (1) 畜産クラスター事業や酪酪事業等を中長期的に継続すること。

- (2) 肉用牛生産については、子牛価格の高騰を抜本的に解決するため、

引き続き、繁殖基盤の強化に取り組むこと。

- (3) 肉用牛及び養豚における経営安定対策の充実を早急に実現すること。

- (4) 国産飼料に立脚した畜産・酪農の確立を図るため、自給飼料の増産に向けた取組や国産濃厚飼料の利活用拡大の取組を加速すること。

- 6 食料の安定供給に向け食料自給率の向上を図るためには、持続的な農業経営を支える経営所得安定対策とともに、農業生産基盤の保全管

理・整備による生産性の高い優良農地や安定した農業用水の確保が必要である。

については、次に掲げる諸施策の積極的な推進に必要な農業農村整備事業予算について当初予算を基本に十分に措置すること。

- (1) 意欲ある農業者への農地利用集積の加速化や、飼料用米をはじめとする非主食用米や麦・大豆・雑穀などの土地利用型作物、地域特産の園芸作物等の生産拡大による農業所得の向上に向け、地域の特性に応じた農地や農業水利施設などの農業生産基盤整備を総合的に推進するとともに、ほ場整備事業のソフト事業（農業経営高度化支援事業）を起債対象とすることや、非公共事業における過疎債の適用など、地方財政措置の拡充を図ること。
 - (2) 農業生産に不可欠な農業用水を安定的に確保するため、次々と耐用年数を迎える農業水利施設の計画的な補修・更新に向けたストックマネジメントの徹底など、長寿命化対策を強化すること。
 - (3) 農村地域において安定的な農業経営や安心・安全な暮らしを実現するため、農業用ため池の耐震性調査とその結果に基づく補強・改修など、防災・減災対策を推進すること。
- 7 農業・農村が有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく施策の推進に当たっては、十分な予算を確保するとともに、地方財政措置の充実に努めること。
- 8 WTO農業交渉に当たっては、農業の多面的機能や食料安全保障の確保などを適切に反映した貿易ルールを確立するため、関係国との連携を図りながら、引き続き、日本提案の実現に向け、全力を挙げて粘り強く交渉に臨むこと。
- 9 各国とのEPA等の交渉に当たっては、米や小麦、牛肉、豚肉、乳製品等の我が国の重要品目について、関税撤廃・削減の対象外とするなど、国内農業に影響を及ぼすことのないよう、引き続き、強い姿勢で交渉に臨むこと。
- 10 平成29年12月に交渉妥結に至った日EU・EPA及び平成30年3月

に署名された「包括的及び先進的なT P P」については、これら協定の発効により、関税率の段階的な引き下げなど、長期的な対応が必要となることから、生産者を始め関係者の不安や懸念を払拭し、引き続き農業の再生産が可能となるよう、丁寧な情報提供の徹底や、「総合的なT P P等関連政策大綱」に掲げた政策の確実な実行など、万全の対策を継続的に講ずること。

- 11 農産物等の輸出が円滑に進むよう、残留農薬基準の設定や検疫制度、通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出対象国に対して取組を強化すること。

第 14 号議案

水産業の振興について

水産業については、近年、国際情勢や社会経済情勢の大きな変化、相次ぐ自然災害の発生、水産資源の減少などによる漁業経営への影響に加え、漁業就業者数の減少や高齢化の進行による地域活力の低下など非常に厳しい状況に置かれている。

加えて、トド、オットセイ、アザラシ類の海獣や大型クラゲ、ザラボヤなど有害生物による漁業被害が拡大しており、漁業経営に深刻な影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、「水産基本法」の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の実現のための総合的かつ計画的な施策の展開が求められている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復や高品質化、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。
- 2 公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやサバ類など公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- 3 我が国排他的経済水域における自国船によるスルメイカ釣りやその他の漁業の操業機会と安全の確保及び資源保護のため、外国漁船による違法操業の取締りの強化を図ること。
- 4 水産業の競争力強化に向け、収益性の高い操業体制への転換を促進するため「広域浜プラン」に基づく浜の機能再編や漁船・漁業用機器の導入等の取組が着実に実行できるよう予算を確保すること。
- 5 漁業生産者の経営安定のため、漁業共済制度の国庫補助率の引上げや補助限度率の撤廃、漁業経営セーフティーネット構築事業の更なる要件の緩和などの一層の支援措置を講ずること。

また、省エネルギー化（燃油節減対策等）に向けた技術開発と実用

化を積極的に推進すること。

- 6 担い手の確保・育成を図るため、新規漁業就業者の受入体制づくりに対して支援するほか、漁業後継者に対する次世代人材投資（準備型）事業の支援条件を緩和するとともに、研修施設等の整備に対する支援制度や新規就業後の収入不安定期における給付金制度を創設すること。
- 7 放射性物質やノロウイルス対策など水産物の安全性の確保、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展とともに衛生管理の高度化やPRなど輸出促進を図ること。
- 8 日本産水産物への輸入規制措置を行う韓国や台湾等の過剰な規制に対し、科学的根拠に基づいた冷静な対応を求め、我が国に課した規制を解除するよう、WTOなどの国際機関の活用も含め、強力に働きかけること。
- 9 TPP11 や日 EU・EPA の発効に伴う関税率の削減などによって、輸入品の増大による生産額の減少などの影響が懸念されることから、漁業の担い手が将来にわたって希望を持って経営に取り組めるよう、持続可能な水産業の構築に向けて体質強化などの必要な措置を引き続き講ずること。
- 10 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 11 トドやオットセイなど海獣類による漁業被害防止対策の強化や被害・休漁等に対する補償制度を創設すること。

また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実・強化を図ること。

- 12 水産資源の基礎生産の場であるとともに、水質浄化や二酸化炭素の吸収など多面的機能を有する藻場の維持・保全等の環境生態系保全対策については、恒久的対策と位置付けて推進すること。
- 13 ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。

また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業についてロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の

振興などに対して、引き続き支援を行うこと。

第 15 号議案

新しい森林・林業・木材産業政策の展開について

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮を通じて国民生活の維持・向上に寄与している。

しかしながら、山村地域においては、高齢化・人口減少が急速に進行し、林業・木材産業の生産活動の停滞や、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

このような中、政府は、平成 28 年 5 月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしている。

よって、政府においては、適切な資源管理のもと、林業・木材産業の成長産業化により地方創生を図る、新たな森林・林業・木材産業政策について、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するとともに、「合板・製材・集成材国際競争力強化対策」と「林業成長産業化総合対策」の強化といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援などにより、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図ること。
- 2 平成 31 年度に創設される森林環境譲与税（仮称）については、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担や市町村の事業実施体制の確保等について、必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組を行うこと。また、全国 37 府県が独自に課税している森林環境税等との関係について、地方の意見を十分に踏まえて調整すること。
- 3 地域材の需要拡大に繋げるため、国産材 C L T の利用拡大、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用などの施策を推進すること。
- 4 松くい虫やナラ枯れをはじめとする森林被害について、十分な財源を確保するとともに防除対策をより一層強力に推進すること。

- 5 海岸防災林は、地域住民の命や財産、生活を守る重要な施設であることから、造成事業の完了に至るまでの十分な財源確保と震災復興特別交付税措置の継続を図ること。
- 6 森林法の改正により平成30年度末までに全市町村が整備することとされた林地台帳に関しては、森林のデータベースの整備などにかかる必要な経費についての十分な予算措置や人的・技術的な支援を行うこと。

第 16 号議案

鳥獣被害防止対策の充実について

野生鳥獣による全国の農作物被害額は、近年 200 億円前後で推移しており、農作物等への被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるとともに、生態系に著しい悪影響を与えている。

鳥獣被害は、森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の被害、車両との衝突事故等ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。また、野生鳥獣の生息範囲の拡大、高齢化する集落、狩猟者の減少などにより、農業者や狩猟者にとって、侵入防止や捕獲による鳥獣被害防止対策の実施は大きな負担となっている。

このような事態を受けて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村が中心となって、鳥獣捕獲の担い手確保や侵入防止柵の設置等の取組が進められてきたが、鳥獣被害が深刻化している現状を踏まえ、被害防止対策のさらなる充実が必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 鳥獣被害防止対策に係る地方公共団体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の負担軽減のため、鳥獣捕獲の担い手の確保及び育成に向けた支援を拡充すること。

第 17 号議案

食の安全・安心を確保する制度の拡充・強化について

食品の偽装表示や異物混入事件等の発生により、健康・生命に深く関わる「食」の安全・安心に対する国民の関心は、従前以上に高まっている。

北海道・東北地域が、今後とも国民に対する食料の安定供給に大きな役割を果たすためには、安全・安心な食品の供給に努めるとともに、消費者の信頼を確保する努力をしていかなければならない。

このような中で、「食」の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 加工食品の原料原産地表示の制度について、消費者への普及・啓発を十分に図るとともに、事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないよう、事業者への周知を丁寧かつ十分に行うこと。
- 2 BSE対策のあり方や有効性については、国の責任において、非定型BSEの調査研究の拡充・強化、リスク管理や対策の有効性について、広く国民の理解浸透を図るとともに、万が一BSEが発生した場合の地域対策について、万全を期すこと。
また、外国産牛肉の輸入に当たっては、国の責任において「日本向け牛肉輸出証明プログラム」の遵守など、安全性の確保に万全を期すこと。
- 3 遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生の防止対策を図るとともに、一般作物との交雑・混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産・流通段階での隔離を徹底する施策を講ずること。

第 18 号議案

エネルギー政策について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、これまで盤石と見られていた我が国の電力系統の脆弱性が露呈した。我が国は世界有数の電力消費国でありながら、島国のため他国からの電力融通が不可能な上、国内の東西で電気の周波数が異なり、電力系統が二つに分断されているといった特異な環境下にある。

このため、我が国の今後の震災復興やエネルギー政策の立案に際しては、中長期的な視点に立った電力供給安定化のための電力系統の強化策が不可欠である。

また、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定に掲げる取組の具体化に当たり、我が国が今後も世界をリードしながら地球環境問題の解決を図っていくためには、国際社会において相応の責任を果たすことが必要であり、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、2030 年度において 2013 年度比マイナス 26% の実現に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

エネルギー政策基本法では、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」という 3 つの基本方針が示されており、国においては、平成 26 年 4 月に策定された第 4 次エネルギー基本計画の見直し作業を進めるとともに、電力システム改革を推進している。

もとより、エネルギーは、国民生活や産業活動の基盤であり、将来にわたり、その安定供給が確保されることが重要であることから、未曾有の大震災による被災から立ち上がろうとする今こそ、エネルギー政策基本法の基本方針に立ち返り、国家百年の計に立った政策が必要である。

よって、政府においては、被災地の雇用を促進し、地域に根付いた企業が他地域に離散することなく、北海道・東北地域に投資しやすい環境を整えるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 エネルギー政策について

（1）今後のエネルギー政策については、国民生活・産業経済を維持す

るためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための低炭素社会の実現などの観点から、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向け、送配電網の強化などの具体的方策を講ずること。

原子力政策については、これまでの経緯や地域の実情等を踏まえつつ、原子力発電・核燃料サイクルの位置付けを含めた明確な国家戦略を示すこと。

- (2) 現在、国が進めている電力システム改革については、地域の実情を踏まえ、どの地域にあっても改革のメリットが等しく享受できるよう進めること。
- (3) 中小事業者が、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を実践できるよう、省エネ設備や自家発電設備の導入などに関する中小企業支援施策の充実を図ること。

2 再生可能エネルギーの普及拡大について

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・東北地域における再生可能エネルギーの導入促進に向けて、基幹送電網の充実・強化を図り、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。
- (2) 北部三県の全域において接続可能量に空きがない状況にあるが、南部三県においても同様のエリアが拡大してきていることから、発電事業者が共同で送配電網の増強費用を負担する手続き（＝募集プロセス）が進められている。エリアが広範囲に及び検討に時間を要していることから、早期にプロセスを完了し、基幹系統増強工事の工期短縮を図るほか、現状の送電網で連系可能量を拡大する方策を講ずること。
- (3) 電力インフラが脆弱な地域等においては、接続費用が調達価格算定で想定する費用を上回るなどの状況が生じている。再生可能エネルギーを活用して地域の発展・振興を目指す市町村等の計画を支援するためにも、地域間格差解消に向けた施策を講ずること。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の下では、再生可能エネルギーが普及すればするほど電気料金が上がる仕組みとなる。東日本大震災の影響を受け、地元経済は現在も大変厳しい状況にあることから、被災地域をはじめとした北海道・東北地域の電力使用者に対する賦課金（サーチャージ）の負担

が過重なものとならないよう配慮すること。

- (5) 木質バイオマス等の利用を拡大するため、原料収集の低コスト・効率化やエネルギー利用効率向上のための技術革新を強力に促進するとともに、低質材など木質バイオマス燃料の供給とエネルギー利用に対する支援措置を拡充すること。
- (6) 地方分権改革の理念を踏まえ、地方公共団体は再生可能エネルギーを導入する際、その効果、影響及び費用等について、地元への啓蒙活動を十分に実施することとするが、国は政策を進める上で地方の意向を十分に取り入れること。
- (7) 太陽光パネルに関し、安価な輸入品が普及しつつあることから、国は、性能や寿命について評価し、国民に十分説明する体制を確立するとともに、使用済パネルの適正処理とリサイクルの仕組みを早期に構築すること。
- (8) 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うものの1つとして期待されている水素エネルギーの利活用拡大に向けて、商用水素ステーションの整備を加速して行くとともに、再生可能エネルギーを活用した水素製造に関する技術研究の一層の推進や、地域が行う水素利活用の政策立案や実証事業等の支援を図ること。

3 省エネ対策の強化について

- (1) 省エネ家電のより一層の普及支援を図ること。
- (2) 非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。

第 19 号議案

復興財源の確保等について

政府は、平成 27 年 6 月に「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」を決定し、平成 28 年度からの 5 か年を「復興・創生期間」に位置付けたが、一部事業において地元負担が導入されたことにより、被災地方公共団体における予算の確保は、より一層大きな課題となっている。

これまで、本格的な復興を着実に進めていくために、国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、東日本大震災復興交付金等や震災復興特別交付税の創設など、様々な財政支援措置が講じられているが、被災地域住民の生活の安定を図り、被災地の復旧・復興を完全に成し遂げるために、国の特例的な支援を継続し、十分な予算確保等を行っていくことが必要である。

よって、政府においては、次の事項に確実に取り組むよう強く要望する。

- 1 被災地における復興まちづくりや農林水産業などの地域産業の再生に加え、地域コミュニティの再構築、被災者の心のケア対策等の被災者の生活・健康支援に係る課題を解決するには長期間を要することから、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、復旧・復興事業に必要な経費について、十分に財源を確保すること。
- 2 被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう、復興特別会計だけでなく、平成 28 年度以降復興特別会計から一般会計等に移して対応することとされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国による特例的な財政支援を継続すること。
- 3 平成 28 年度以降は、一部被災地方公共団体の負担が生じることとなったが、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮するとともに、今後の予算編成について、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえた上で、取り組むこと。
- 4 被災地方公共団体においては、震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施してきており、依然として人員不足が解消されておらず、

特に、土木や保健などの専門知識を有するマンパワー不足が深刻であることから、国や他の地方公共団体等からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を一層強化するとともに、震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置を継続すること。

- 5 事業復興型雇用確保事業については、平成30年度までに事業を開始することが要件となっているが、この事業は、復興に必要不可欠な事業であることから、平成31年度以降に事業を開始する事業所についても助成対象とすること。

また、被災地域の実情に沿った、より実効性のある事業とするため、被災三県以外からの求職者も雇入費助成の対象とするなど、住宅支援費助成を含め、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ること。

- 6 復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化など、事務手続の簡素化の措置を継続するとともに、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化や各種手続の更なる簡素化等を引き続き行うこと。

- 7 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、現行の公募における交付申請期限が平成31年3月までであり、その後の公募の実施は明らかにされていないが、この補助金は、被災地域における産業の復興に不可欠なものであることから、平成31年度以降においても補助対象事業者の公募を行うこと。

第20号議案

東京電力福島第一原子力発電所事故対策について

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、7年が経過しても、いまだ収束しておらず、福島県では、今なお多くの人々が避難を余儀なくされている。

また、放射性物質による健康被害への不安をはじめ、農林水産物や観光等に対する風評など、原発事故が広範囲に深刻な影響を及ぼし続けている一方で、時間の経過とともに記憶の風化も進んでいる。

こうした中、政府は平成28年12月に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定し、平成29年5月には福島復興再生特別措置法を改正した。原子力政策を国策として推進してきた国は、一刻も早い事態の収束を図り、福島の復興・再生を加速させるべきである。

よって、政府においては、福島県民をはじめ隣接する県の県民、北海道・東北地域の住民、そして国民が安全と安心のもとで暮らすことができるよう次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 原発事故への対応

- (1) 国が前面に立ち、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 東京電力に対しリスク管理の徹底を求めるとともに、指導・監督を徹底すること。

2 測定体制の整備と結果の提供

大気中、海水、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を更に充実し継続的な測定を行い、その測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を国民に速やかに提供すること。

3 住民の健康対策

国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる地域の住民をはじめとした国民の健康を管理する体制を構築し、中・長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の除去対策

(1) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（通称「放射性物質汚染対処特別措置法」、以下「特措法」という。）に基づき、国の主体的責任の下、フォローアップ除染や除去土壌等の適正管理など必要な取組を確実に実施するとともに、必要な経費を確実に措置すること。また、帰還困難区域については、関係市町村の実情に配慮し、国が責任を持って対応すること。

(2) 農地や森林等の除染に係る技術を確立するとともに、安全な農林水産物の生産に不安なく取り組めるよう抜本的・総合的な対策を策定し、国の責任において確実に実施すること。

また、水産業の再開に向けて、放射性物質による海洋や湖沼汚染の状況、そのメカニズムを解明するとともに、低減対策を講ずること。

森林・林業の再生に向けた総合的な取組については、地域の実情を踏まえ、森林における放射性物質に対して実効性のあるきめ細かな対策を講ずるとともに、中長期的な財源を確保すること。

(3) 河川全体の放射性物質対策に関する方針を速やかに決定するとともに、河川の環境整備について財政措置をはじめ処分先の確保等も含めた幅広い支援を講ずること。また、ため池については、放射性物質対策を行う市町村が必要とする支援を行うこと。

(4) 放射性物質に汚染された廃棄物等のうち、特措法の指定廃棄物（8, 000ベクレル／kg 超え）となったものは、特措法の基本方針に基づき、国の責任において処分施設を確保し、確実に管理・処分を行うこと。

また、汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、国の責任において管理・処分に要する費用を負担し、迅速かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却灰や汚泥等については、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及させ、既

存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

5 風評の払拭等

- (1) 国民が放射線と健康・食に関する正確な知識を身につけることができるよう、放射性物質について、科学的根拠に基づいた正確な情報を分かりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康影響に関する全ての情報を速やかに公開するなど、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、各地方公共団体等が実施する復興状況などの情報発信等に対する財政支援を継続・拡充すること。

- (2) 農林水産物等の安全性に関する正確な情報提供やPR活動を継続、拡充して行うとともに、各地方公共団体等が実施する農林水産物等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などに対する支援を充実すること。

また、野生の山菜、きのこ、野生鳥獣の肉の出荷制限の解除については、検体数の確保が困難なため、地域の実態に即して柔軟に対応すること。

- (3) 被災地における交流人口の拡大を図るため、正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など総合的な観光促進策を講ずること。
- (4) 農林水産物等の輸出の回復、拡大に向け、中国、台湾、韓国など諸外国の過剰な輸入規制等の撤廃や正確な情報発信などの取組を強化すること。

6 原子力災害に伴う損害賠償等

- (1) 原子力災害に関する全ての損害について、適切かつ速やかに完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、都道府県や市町村が原子力災害に起因して対応した経費全額を国庫負担又は東京電力の賠償の対象とすること。

- (2) 東京電力が、風評被害等による営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、合理的かつ柔軟な対応を行うよう指導すること。

7 原子力発電所立地地域の復興

- (1) 「福島復興再生特別措置法」や同法の基本方針等に基づき、国が一体となって総合的な施策を推進するとともに、復興が成し遂げられるまでの間は、必要な予算を十分かつ確実に確保すること。
- (2) 避難住民の生活の質の向上を図るとともに、一日も早く元の生活を取り戻すための支援措置を国の責任において確実に実施すること。

また、復興の状況の推移に応じて、避難者支援に新たな措置が必要とされる場合は、法制度の拡充を含め、施策の充実を図ること。

- (3) 避難地域等の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、強力な支援措置を講ずること。
- (4) 福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、関係省庁等が緊密に連携し、必要な取組を強力に推進すること。
- (5) JR常磐線については、地元自治体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を通じ、一日も早く全線開通させること。
- (6) 地域コミュニティの再生に向けて、避難自治体に対し、財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

また、被災者支援等復旧・復興のために柔軟に活用できる交付金を創設すること。

8 原発事故の検証及び原子力施設の安全対策

- (1) 東京電力及びオフサイトセンターを含む国の初期対応をはじめ、事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供のあり方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。
- (2) 炉心溶融の公表が遅れたことについて、国の責任において早期に真相究明を行い、国民に対して真実を明らかにすること。
- (3) 新規制基準については、原子力規制委員会が国民に説明責任を果たし、原子力施設に対し厳正な審査を実施すること。

また、今後も様々な関係機関や専門家等の意見を聞きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映した見直しを行うことにより、真に実効性のある規制を確立すること。

- (4) 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉が福島県民の総意であることを強く受け止め、国の責任で全基廃炉を早急に実現すること。